

平成28年第4回足寄町議会定例会議事録（第3号）

平成28年12月15日（木曜日）

◎出席委員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
消防課長	大竹口孝幸君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	沼田聡君
経済課長	村田善映君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	佐々木雅宏君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	寺地優君
------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大貫裕弘君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 議案第 1 2 9 号 平成 2 8 年度足寄町一般会計補正予算（第 9 号）＜ P 3 ～ P 2 2 ＞
- 日程第 2 議案第 1 3 0 号 平成 2 8 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）＜ P 3 ～ P 2 2 ＞
- 日程第 3 議案第 1 3 1 号 平成 2 7 8 年度足寄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）＜ P 3 ～ P 2 2 ＞
- 日程第 4 議案第 1 3 2 号 平成 2 8 年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）＜ P 3 ～ P 2 2 ＞
- 日程第 5 議案第 1 3 3 号 平成 2 8 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）＜ P 3 ～ P 2 2 ＞
- 日程第 6 議案第 1 3 4 号 平成 2 8 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）＜ P 3 ～ P 2 2 ＞
- 日程第 7 議案第 1 3 5 号 平成 2 8 年度足寄町上水道事業会計補正予算（第 3 号）＜ P 3 ～ P 2 2 ＞
- 日程第 8 議案第 1 3 6 号 平成 2 8 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）＜ P 3 ～ P 2 2 ＞
- 追加日程第 1 行政報告（町長）＜ P 2 2 ～ P 2 3 ＞
- 追加日程第 2 議案第 1 3 7 号 足寄町名誉町民の決定について＜ P 2 3 ～ P 2 4 ＞
- 追加日程第 3 議案第 1 3 8 号 平成 2 8 年度足寄町一般会計補正予算（第 1 0 号）＜ P 2 4 ～ P 2 5 ＞
- 追加日程第 4 意見書案第 5 号 国による子供医療費無料制度の創設を求める意見書＜ P 2 5 ～ P 2 6 ＞
- 追加日程第 5 意見書案第 6 号 国民健康保険医療費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書＜ P 2 6 ＞
- 追加日程第 6 意見書案第 7 号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書＜ P 2 6 ～ P 2 7 ＞
- 追加日程第 7 意見書案第 8 号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書＜ P 2 7 ～ P 2 8 ＞
- 追加日程第 8 意見書案第 9 号 地方議会議員の構成年金制度への加入を求める意見書＜ P 2 8 ～ P 3 0 ＞
- 追加日程第 9 意見書案第 1 0 号 大雨災害に関する意見書＜ P 3 0 ～ P 3 1 ＞
- 追加日程第 1 0 意見書案第 1 1 号 J R 北海道への経営支援を求める意見書＜ P 3 1 ～ P 3 2 ＞
- 追加日程第 1 1 所管事務調査期限の延期について＜ P 3 2 ＞
- 追加日程第 1 2 閉会中の継続調査申出書＜ P 3 2 ＞

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 12月14日に開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、最初に議案第129号から議案第136号までの平成28年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議案第129から議案第136号

○議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第129号平成28年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件から日程第8 議案第136号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）までの8件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 提案理由の説明に入る前に、一つうれしいニュースが飛び込みましたので報告をさせていただきます。

昨日、十勝総合振興局のほうから連絡がありました。

野中温泉の野中正造さんが男性の部門で長寿日本一になられたという連絡がありました

ので、御報告をしておきたいというふうに思っています。

野中さんは、明治38年7月25日生まれということで、これまでも道内では4年連続で男性の部門では長寿全道1位でありましたけれども、112歳の方がお亡くなりになられて、男性の部でありますけれども、日本一になられたということでございますので、報告をしておきます。

それでは、ただいま議題となりました、議案第129号平成28年度足寄町一般会計補正予算（第9号）から議案第136号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）まで一括提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第129号平成28年度足寄町一般会計補正予算（第9号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,804万1,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億6,305万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明を申し上げます。

20ページをお願いいたします。

20ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第9目車両管理費、第18節備品購入費におきまして、自動車購入といたしまして375万9,000円を計上をいたしました。

これは、10人乗りワゴン車が故障をし、使用できないということになりましたので、更新するものでございます。

次に、14目企画振興費、第17節公有財産購入費におきまして、旧十勝東部森林管理署宿舍土地建物購入費といたしまして900万円を計上をいたしました。

第19節負担金、補助及び交付金におきまして、地域間幹線系統路線維持費補助金とい

たしまして1,242万4,000円を計上をいたしました。

これはバス運行にかかわる経費でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

22ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第17節公有財産購入費におきまして、障害者就労支援事業所整備事業に伴う土地購入費といたしまして1,080万2,000円を計上をいたしました。

24ページをお願いいたします。

24ページ、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、臨時福祉給付金（経済対策分）といたしまして2,700万円を計上をいたしました。

第4目国民健康保険助成費、第28節繰出金におきまして、国民健康保険事業特別会計繰出金といたしまして5,822万円を計上いたしました。

30ページをお願いいたします。

30ページ、第4款衛生費、第4項病院費、第1目病院費におきまして、国民健康保険病院対策費の負担金を合わせて676万1,000円を減額をいたしました。

32ページをお願いいたします。

32ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、防衛施設周辺農業用施設設置事業補助金を700万円減額をし、豆類特徴認識選別機導入事業補助金といたしまして1,850万円を計上をいたしました。

第7目営農用水道等費、第15節工事請負費におきまして、合わせて1,307万8,000円を減額をいたしました。

34ページをお願いいたします。

34ページ、第8目町民センター運営費、第13節委託料におきまして、公共施設煙突用断熱材使用状況調査業務として22万円を計上をいたしました。

これにつきましては、札幌市において給食

センターの煙突からアスベスト材が確認されたということで、我が町でもこの使用状況がないのかということで調査をしたところ、町民センター、それから特別養護老人ホーム、生涯学習館、それからもう1カ所、実は使用しているということで、この間、目視した結果、異常はないということでありますけれども、何せ煙突の内部でありますから、詳細の調査をする必要があるということで、それぞれ22万円の調査費を計上したものでございます。

もともと広く煙突の材として、広く使用された石綿セメント煙突で破損や劣化したものが粉じんとなって、大気中に飛散することで健康被害を及ぼす可能性が危惧がされるということでございます。

先ほど申し上げた、札幌でのやつはもう既に落ちている状況があつて危険だという、そういう新聞報道もありましたけれども、繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げたとおり、目視の段階では崩れ落ちているという状況ではございませんでした。

いずれにしても、詳細な調査を経て所定の対応をしていきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

次に、第2項林業費、第3目町有林管理費、第12節役務費におきまして、手数料を1,017万8,000円減額いたしました。

36ページをお願いいたします。

36ページ、第4目水源林造林事業費、第12節役務費におきまして、手数料といたしまして3,127万6,000円を計上をいたしました。

第16節原材料費におきまして、造林用苗木といたしまして579万1,000円を計上いたしました。

第18節備品購入費におきまして、自動車購入といたしまして470万円を計上をいたしました。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費、第21節貸付金におきまして、中小

企業特別融資貸付金といたしまして3,000万円を計上をいたしました。

第8款土木費、第1項土木管理費、第2目地籍調査費、第13節委託料におきまして、地籍測量業務を914万2,000円減額をいたしました。

38ページをお願いいたします。

38ページ、第2項道路橋梁費、第2目道路管理費、第15節工事請負費におきまして、防犯灯整備工事を3,405万円減額をいたしました。

第3目土木車両管理費、第18節備品購入費におきまして、除雪トラックを5,485万1,000円減額をいたしました。

第5目道路新設改良費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、豊栄橋架換事業北海道負担金を5,063万1,000円減額をいたしました。

第4項都市計画費、第3目下水道費、第28節繰出金におきまして、公共下水道事業特別会計繰出金（過疎債）分を1,800万円減額をいたしました。

40ページをお願いいたします。

40ページ、第5目公園事業費、第13節委託料におきまして、里見が丘公園整備実施設計業務を803万8,000円減額いたしました。

第5項住宅費、第2目住宅建設費、第15節工事請負費におきまして、（仮称）はるにれ団地新築工事を1,691万円減額をいたしました。

50ページをお願いいたします。

50ページ、第11款災害復旧費、第5項厚生労働施設災害復旧費、第1目民生施設災害復旧費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、介護施設等災害復旧補助金といたしまして3,297万2,000円を計上をいたしました。

第13節職員費、第1項職員給与費、第1目職員給与費につきましては、給与改定と人事異動による人件費にかかわるものでございますが、第2節給料におきまして一般職給料

を922万5,000円減額をいたしました。

第3節職員手当等におきまして、それぞれの手当を計上、あるいは減額をし、合わせて553万6,000円を計上をいたしました。

第4節共済費におきまして、共済組合負担金などそれぞれ計上、あるいは減額をし、合わせて1,391万3,000円を減額をいたしました。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明申し上げます。

10ページにお戻りください。

10ページ、第14款国庫支出金、さらには12ページ、第15款道支出金におきまして、それぞれ事業費見合いの負担金、補助金を計上をいたしております。

14ページをお願いいたします。

14ページ、第16款財産収入、第2項財産売払収入におきまして、立木、これはカラマツでございます。立木売払収入といたしまして2,320万7,000円、収益分収金といたしまして649万3,000円を計上をいたしました。

第17款寄附金、第1項寄附金におきまして、災害支援寄附金といたしまして1,220万円を計上いたしました。

第18款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を9,549万5,000円減額いたしました。

第20款諸収入、第3項貸付金元利収入におきまして、中小起業等融資金貸付金元利収入といたしまして3,000万円を計上いたしました。

次に、16ページをお願いいたします。

16ページ、第5項雑入におきまして、水源林造林事業収入といたしまして4,402万円、備荒資金組合還付金といたしまして3,297万2,000円を計上をいたしました。

第21款町債、第1項町債、第1目辺地対策事業債を合わせて680万円減額し、第2

目過疎対策事業債といたしまして、合わせて2,360万円を計上いたしました。

以上が歳入の主な事項でございます。

5ページにお戻りください。

5ページ、第2表において、繰越明許費3件をお願いをいたしました。

第3表において、地方債補正、変更3件をお願いいたしております。

以上で、平成28年度足寄町一般会計補正予算（第9号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。

69ページをお願いいたします。

69ページ、議案第130号平成28年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,097万6,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,559万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明を申し上げます。

82ページをお願いいたします。

82ページ、第2款保険給付費、第1項療養所費、第1目一般被保険者療養給付費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、療養給付費負担金といたしまして8,228万3,000円を計上をいたしました。

第2目退職被保険者等療養給付費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、療養給付費負担金を766万1,000円減額いたしました。

84ページをお願いいたします。

84ページ、第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、高額療養給付費負担金といたしまして2,581万5,000円を計上をいたしました。

第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金、第

19節負担金、補助及び交付金におきまして、後期高齢者支援金負担金を833万円減額をいたしました。

次に、歳入について申し上げます。

76ページにお戻りください。

76ページ、第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税におきまして、医療給付費分現年課税分といたしまして2,830万6,000円、後期高齢者支援金分現年課税分といたしまして1,062万3,000円を計上いたしました。

第3款療養給付費等交付金、第1項療養給付費等交付金におきまして、療養給付費等交付金を510万7,000円減額をいたしました。

78ページをお願いいたします。

78ページ、第7款繰入金、第1項他会計繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして5,649万8,000円を計上をいたしました。

次に、89ページをお願いいたします。

89ページ、議案第131号平成28年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ127万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2万2,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、103ページをお願いします。

103ページ、議案第132号平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,316万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,414万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明を申し上げます。

114ページをお願いいたします。

114ページ、第2款事業費、第1項事業費、第1目事業費、第15節工事請負費におきまして、下水道管渠新設工事を4,250万円減額をいたしました。

次に、歳入について申し上げます。

110ページにお戻りください。

110ページ、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金におきまして、公共下水道事業国庫補助金を2,087万円減額いたしました。

第4款繰入金、第1項他会計繰入金におきまして、一般会計繰入金を1,588万9,000円減額をいたしました。

第7款町債、第1項町債におきまして、公共下水道事業債を1,700万円減額をいたしました。

105ページにお戻りください。

105ページ、第2表繰越明許費1件をお願いをいたしました。

第3表におきまして、地方債補正、変更1件をお願いいたしました。

次に、123ページをお願いいたします。

123ページ、議案第133号平成28年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,049万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、131ページをお願いいたします。

131ページ、議案第134号平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,702万4,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明

すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、企業会計について御説明を申し上げます。

147ページをお願いいたします。

147ページ、議案第135号平成28年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の総額からそれぞれ617万4,000円を減額し、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ1億5,187万1,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、当年度分損益勘定留保資金を3,860万1,000円、建設改良積立金を1,126万円に改め補填するものであります。

第4条におきまして、予算第7条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費について、職員給与費を309万7,000円減額し、3,128万1,000円とするものであります。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、159ページをお願いいたします。

159ページ、議案第136号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の総額からそれぞれ3,841万5,000円を減額し、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ12億7,652万7,000円とするものでございます。

第3条において、予算第8条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費について、職員給与費を3,841万5,000円減額し、7億7,056万5,000円とするものであります。

補正予算の主な内容について申し上げます。

162ページをお願いいたします。

補正予算の内容につきましては、支出につきましては、給与改定と人事異動による人件

費にかかわるものであります。

収入につきましては、入院収益と外来収益などの減額となっております。

以上で、議案第129号平成28年度足寄町一般会計補正予算（第9号）から議案第136号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）までの説明とさせていただきます。

御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第129号平成28年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件の質疑を行います。

18ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

第1款議会費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、18ページから22ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

11番。

○11番（高橋秀樹君） 14の企画振興費の中の公有財産購入費の中で、これが説明書のほうにも載ってまいるのですが、もう少し詳しく説明を願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えをいたします。

企画振興費の公有財産購入費でございますが、旧十勝東部森林管理所官舎土地建物購入費といたしまして900万円を計上させていただいております。

これにつきましては、目的といたしましては、移住体験住宅を将来、整備するための用地購入でございます。

ここには、建物が5棟張りついておりまして、そのうちの3棟ほどは担当者が現地も確認いたしました。3棟ほどは改修することにより移住体験住宅に転用可能ということで

購入するものでございます。

なお、再利用しようとしている住宅の建築年度は、昭和55年度から昭和57年度までの3棟でございます。

それで、1棟2戸が1棟、1棟1戸が2棟。

取り壊す予定の建物が、昭和54年建築のものが1棟、昭和51年建築のものが1棟。

2棟取り壊して、合計いたしますと3棟4戸分となりますが、その部分については改修を経て移住体験住宅として利用していきたいということでございます。

なお、この改修工事費につきましては、現在、国の交付金につきまして国と調整中でございます。それが採択の見込みがございましたら、今後の補正予算においてお願いする予定であります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） そうしましたら、3棟4戸分ということになっています。

かなりお金かかりそうな気がするのですが、その大体のところというのはわかっているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

現在、国と交渉中でございますので、現在の交渉の形で申し上げますと、1,900万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） これは移住定住を目的とするものであるというふうに思います。どのような方を求めているのか。

例えば、足寄町にちょっと住んでみたいのですけれども、ちょっとだけ貸してくださいという方も家賃を取るのかとか、あと、もしくは3年も4年も住ませるのか、そういう詳細なところというのは、もう何かめど的なものは確定はしているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

現在、そういう部分につきましては、現在検討中でございまして、それで、まさに委託事業で、今、研究をしていただいている部分でもございます。

移住事業といたしまして、住みかえ住宅モデル実証事業ということで先進事例調査ですとか、よその町の調査ですね。移住体験者の都会でのニーズがどのくらいあるのかとか、そういったこととかを調査を委託事業でお願いしているところでございます。

その結果をもって、その辺の細かなところについては決定することになると思いますが、基本的には有料でお貸しして一時住まいと。

移住体験でございますので、そこにずっと住み続けていただくということではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） 今、委託事業というふうにおっしゃったのですけれども、これは町の財産でやることになるということで考えているのですけれども、財産管理のほうで管理を行うのか、その辺はどのように考えているのですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

委託事業と申し上げましたのは、住みかえ住宅のモデルの調査研究を、今、委託に出しているということでございまして、この住宅につきまして委託に出すと、そういうことはまだ決定しておりません。

ただ、この国の交付金の採択基準が目まぐるしくかわっておりまして、このたびハード事業につきましても交付金が可能ということになったものですから、この住宅については、改修するときには町が直接工事費で改修を行うと。

ただし、管理につきましては、委託も検討

しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですね。

他にございませんか。

7番田利正文君。

○7番（田利正文君） 21ページの19節ですね。

バスのやつですけれども、いろいろ現状は難しいことがあるのだらうと思うのですけれども、大型バスだけでなく、25人乗りとか小さいバスに時間と場所などによって、そういうふうに変更することは可能なんていることがあり得るかどうかということなのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

地域間幹線系統維持路線補助金のことと思いますが、これにつきましては、帯広―陸別線でございますので、帯広―陸別線は、例えば、池田から陸別までということではなくて、帯広駅から、例えば、幕別町本町までとか、そういった形で走っておりますので、十勝バスの営業方針によって走らせているものでございますので、小型化というのは、ちょっとその辺については都市部といいますか、帯広市街部分での乗車人口も見きわめて十勝バスが決定しているものでございますので、なかなかその辺は難しいかと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利正文君。

○7番（田利正文君） 難しいだろうというのはわかっていたのですけれども、例えば、帯広のバス停から池田までとか、幕別までかどこまでが一番多いのかわかりませんが、その部分が一番多いのだとしたら、池田に車庫があつて、そこから乗りかえて小さいバスで陸別まで走るだとかというようなことが何年かかけて可能なかどうか。

そうすれば、池北3町というか、池北4町というか、そこのところの負担ももう少し減るのではないのかなと勝手な想像をしたので

すけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

今は帯広から陸別まで走っておりますが、乗車人口が多い部分というのは、やはり市街地部分に近いほうでございまして、いわば採算が取りやすい部分と採算の取りにくい部分を切り離すということになりますので、その辺は経営上どうなのかというのは、相当なシミュレーションをしてみないとわかりませんので、それが果たして町の補助金の低減につながるか、経営という部分では難しい部分があると思いますし、その辺のことも考えられて、現在のこの帯広―陸別線という姿があるものと御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次にまいります。

22ページから28ページまで、第3款民生費、質疑はございませんか。

7番田利正文君。

○7番（田利正文君） 23ページの公有財産購入費のところ、ちょっと補足説明をお願いできますか。

説明資料にも載っていますけれども。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） これは、総合計画でも概略は御説明している部分ではございますが、就労支援B型の施設を、今、旧東町のほうでふれあいで行われていると。

それが古くなってとか耐震とかの問題もあり、あと手狭になっているということで、場所としましては、むすびれっじの東側のところで、区画整理事業できちんとした区画になったところでパーマ屋さんがあって、一般住宅があってそのもう一つ南側なのですが、そこで国の補助を、今、申請をしまして、28年度の補正になるか、もしくは29

年度で後継となるかというのはちょっと微妙なところですが、おおむねいい感触を受けているのですが、それで、29年度にふれあいのほうで建設をすると。そこに国の補助、道の補助、町の補助金が入って、ふれあいでやっている障害者のための就労支援施設が移るといような形で考えておまして、この土地は、既に土地開発基金で財務省から既にもっているものを町で今回買いかえをしまして、過疎債の対象にするといような手続のものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） では、次にまいります。

28ページから32ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次にまいります。

32ページから36ページ、第6款農林水産業費。

4番木村議員。

○4番（木村明雄君） これは農林水産業費、ここで豆類の選別機のこの導入補助事業についてちょっとお伺いをしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 経済課長です。

お答えいたします。

この機械の導入につきましては、平成28年度の地域づくり総合交付金事業、これ道の補助金なのですけれども、そこでの申請を行って豆類、今、いろいろな豆類があるのですけれども、今、農協さんのほうで人力による仕分けをしています。

そうすると、いろいろな細かい傷だとか、ちょっと腐敗というか、ほんのちょっと偏ったもの、そういったものがいろいろと混ざり込んだりしているので、製品の品質上、若干

低下するということから、この豆類の特徴認識識別機を導入することによって、これはLEDでなのですけれども、LEDで光を当てて機械で選定していくと。

そうすることによって、より細かい傷だとか、そういったことを機械が認識して品質の向上につながるということでもあります。

これにつきましては、足寄町で申請して農協に間接補助という形で行っている事業であります。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番木村明雄君。

○4番（木村明雄君） もうちょっと詳しく聞きたいわけなのですけれども、今までは職人さんが手よりをして、そしてやってきたということなわけなのですけれども、これどうなのかな。

大豆だとか、小豆、大正、それから手亡と、いろいろな豆類があるわけなのだけれども、これレーンごとに何基かそろえておいて一気にやるのか、それともそれが終わったら違った形の中で、例えば、今、大豆が終わったら今度は小豆だよというふうになるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 若干ちょっと説明不足であったのですけれども、今、木村議員の仰せのとおり、豆類ごとということ、例えば、インゲン類については劣皮、裂けたりしている部分ということだとか、あとは、大豆でいけばちょっと汚れたりとか、そういったもの、いわゆる豆類ごとで機械を通していくということの作業になります。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、農林水産業費、ございませんか。

11番高橋秀樹君。

○11番（高橋秀樹君） 第3ですか。

農林振興費の中の6次産業推進事業の中で地域おこし協力隊、マイナス292万2,000円というふうになっているのですが、これは、たしか地域おこし協力隊のためにこれ

だけの予算を見ていたのだけれども、地域おこし協力隊の人が来なかったのか、それとも事業がなくなったのか、その辺のちょっと説明をお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 経済課長です。

お答えいたします。

この地域おこし協力隊につきましては、6月補正で計上させていただきました。

すぐに応募を開始したのですけれども、なかなか該当者がいなくて、10月の中旬ごろに応募が1世帯というか1件ありまして、面接をいたしまして、11月1日から採用という形になって6、7、8、9、10の5カ月分ですか、その分の費用が減額になったということで減額補正させていただいて、今現在はきちんと従事して協力隊としての職務を担ってっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に、農林水産業費、ございますか。

12番井脇議員。

○12番（井脇昌美君） ちょっとこれは、昨日の一般質問にちょっと8番議員さんから触れておりましたドローンのことで、この一式ということで、ドローンのいわば技術というのは、もうここ2、3年で著しく性能化も図られているわけですよね。

それで、この60万円、私どもこのドローンというのは、いろいろな人から広域的に山林の被害状況等々も含めてちょっとお聞きしていたのですけれども、この高度、いわばこのドローンの高度、それから飛行時間、それから設置されている、例えば、GPSを記載しているだとか、赤外線をしているのか、ちょっとその辺の概略だけでも、ちょっとどのようなドローンなのかちょっと聞きたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

まず、飛行高度なのですけれども、飛行高

度については、たしか去年だと思うのですけれども、いろいろなところでドローンが飛ばして危ないということもありまして、規制されています。一般的には150メートル以上ですか、その上空については飛ばしてはいけませんよということでもあります。

今回のこの機種を購入する部分については、時間的に一つのバッテリーで25分から30分もつ内容になっております。

あと、性能についてなのですから、カメラも搭載されております。

そのカメラについては、済みません、ちょっとカタログがなくて申しわけないので、一般的な撮影ができるということ、ちょっとGPS機能まで搭載されているかということについては、ちょっとまだ申しわけないのですけれども、ちょっと情報不足だということで、済みません。

○議長（吉田敏男君） 12番井脇議員。

○12番（井脇昌美君） 決して、私、この導入を否定しているわけではないのですよ。

というのは、せっかくここまでやっぱり災害、ことしなんかはいい例で農地だとか山林も災害した大きな被害を得たと。

それから、この金額が安い高いではなくて、いわば性能の効率を求めて、一つのこれはちょっとインターネットであれしたやつは120万円、これは業務用としています。業務用。では、60万円というのは業務用に値しないのかと、我々そういう理解もする。そうではないと思うのです。

ただ、そこで、私もちょっと時間あって副町長ともちょっと雑談的に話したこと、今、名古屋からキャリオ技研というのが来ているのですよ。

これは、国交省から3億2,000万円ぐらいの補助をもらって、今、大樹町で盛んに飛ばしているのです。

それは何かといたら、今、目的を有害駆除ということで国の補助をもらっているものだから、その使用料は請求できない。無償でやっているわけです。だから、いや、そんな

のだったら足寄へ来いよと。場所はたくさんあるのだから、無償だったら場所はまだ大樹に負けないだけの立地条件のいい、災害の大変なこうむったところあるからと。

その組合長が、今、人脈を通してその人と知り合いなものですから、来年の3月ごろまでやっているのですけれども、機会あったらこっちのほうにもということをお願いしているのですけれども、無償だったらですね。

それで、その機械は200万円ぐらいするのです。

赤外線も、今、年明けに赤外線カメラもそこへ設置して。

赤外線カメラといたら、野生のいわば夜の行動を、北海道でいえばエゾシカだとか熊だとか、冬期間に入ると熊の活動は落ちますけれども、内地だったら猪だとか、野生ザルを岐阜県の大垣市に支店を設けてかなり効果を得ているらしいです。

やっぱり200万円ちょっと超えるらしいのですけれども、そうすると、非常に高性能のすばらしい至れり尽くせりの飛行時間も長いと。

なぜ触れたかということを見ると、これがもう一番の大きな問題点なのですけれども、20分から、課長は25分から、大体その辺は時間的な気象条件によってかわるわけですから、それは理解はするのですけれども、片道大体このキャリオ技研で時速40キロから45キロですと。だから、これも時速はあるはずですから。

高度150メートルと言いましたけれども、150メートルを超えたら、これ国交省の許可がいるわけですから、ただ単に飛ばせるものではないですから。

だから、国交省の高度が150を超えると国交省の許可を得なかったら、これ違法飛行になるものですから。それで、今、そういうことで話ししているのですけれども、25分から30分と言ったら、課長、飛ばして七、八分かかって、実際、現地のあれをキャッチ、映すと、これ帰ってくる時間も含まない

とだめですからね。それこそ、飛ばしたきりドロンしちゃったらどうもならないですから、ドローンが。ちょっとユーモア的に言っただけですけども。

やっぱり往復15分から20分近くかかるのです、飛行時間が。そうしたら、実質そちらの現地の実態というのを映すのに、5分か、時には長くても10分しか映せないのです。

これ、理解できますよね。

こっちから課長が操縦して、ぶーんとやって飛ばして七、八分かかって、向こうで七、八分撮って帰ってこなければだめですから。落下してしまいますから。

それで、このバッテリーというのですね、バッテリーの時間がそれしかつかないはずなのですけれども、せっかくだったらもうちょっと、このことを否定するものでないですけども、業務用のいいものを。

足寄なんかは特に農地の問題だとか、災害として。それから森林の大きな風倒の問題だとか、人力はなかなか行けないところも俊敏に調査できるわけですから、今後もし導入することがあったら、そんなことも含めて安物買いではなくて、ことごとくこのドローンの今までの反省点はバッテリーの小ささで、いわば時間ですね。

時間が全然思うようにいかなかったというのが、大きな欠点がもう長い間の懸案なのですけれども、これが何か30分ぐらい今の機械はまた映せるらしいのですけれども、その辺もちょっとあれしてほしかったなと思ったのですけれども。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

ちょっと休憩してしまいます。

11時10分まで休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

時間を取っていただきまして、ありがとうございます。

今回購入するドローンにつきましては、30万円の機械を2台ということで60万円の計上とさせていただいております。

それで、今回購入する機械につきましては、まず台風だとか、そういった被害があったときに飛行をする、今回の導入する機械なのですけれども、飛行時間が、先ほど言ったように、25分から30分で、直線距離にしたら2キロということもあって、あと、先ほどちょっとGPS話したのですけれども、基本的に自分で帰ってくる機能がついているので、間違いなくGPSはついています。

ということで、あとは緊急時につきましても、仮に電波が届かなくなっても自動で離発着というか、飛んだところにまた戻ってくると、そういう機能もついております。

そういった観点から、うちのほうの小班を含めての部分での被害だとか、そういったことを調査したり、それと同時に2台というのは広い範囲ですので分散して使用したり、中にはそういうことでの被害があった場合、道路だとか農地、河川、こういったところも平行して兼ね合わせて撮影できるような形で、あくまでも緊急時の対応ということもあるし、状況確認ということもあるので、そのために、そこまで業務用という観点ではなく、初級者というか、ある程度の方でも操縦できるようなドローンと。

あとは、このドローンの購入に当たっては森林管理所、あと、道の出先機関であります、森林室、これも同様の機械を購入していることと、それが使いやすいよということで推奨を受けているということで、今回このドローンを購入する経過となっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 12番井脇議員。

○12番（井脇昌美君） わかりました。

私は森林室の人の意見を聞いたのですよ、

実は。いや、失敗したと。

私はね、無駄金を使えというのではなくて、北海林友さんも実は入れているのです。

そして、無駄金を使えではなくて、やっぱりせつかく行政がもう責任を持って住民の土地、森林をやっぱり町有財産を守っているわけですから、無駄遣いをすれというのではないけれども、やはりもう少ししっかりしたいものを。

ただ、そこの中には資格取得も必要になってくると思います。だから、今、ドローンは趣味という失礼なものではないけれども、その世界だと思います。若干ばばばというね。

必ず資格を取得して時間の長い高度の150メートル以上の高さを飛ぶには、敏速に飛ばすには、大樹でやっているのもそうなのですけれども、時速40キロと言いますから相当速いのです。

それで資格取得はやっぱり持っているのです。そういうような、何とかあれしていいものを今後、次回からあれするとき、これはもう絶対これからは必需品ですから、こういうものは。ですから、何とかこれを機によく調べていただいて、森林管理局だけではなくて、いろいろな広域的な中で導入してきますから、導入のほうをお願いしたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（吉田敏男君） 他に、農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次にまいります。

36ページ、第7款商工費、質疑はございませんか。

7番田利議員。

○7番（田利正文君） 37ページの貸付金のところですけれども、中小業者、あるいは自営業者の方から、要望がかなり寄せられているというふうにとっていいのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたしま

す。

あくまでも、これは今回補正している部分については、中小企業者が災害等で被災を受けた部分に対する増額分ということで計上しております。

件数については、今のところ三、四件ぐらいというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、36ページから40ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） 39ページの道路管理費の第15節の道路街路灯等のLED化事業の3,400万円の減額についてお聞きをいたします。

それで、事前にちょっとお聞きをしますが、例えば、この事業につきましては事業費が出なくなったことと、今後においては町単独で事業を進めなければならないというようなお話をお聞きしたのですけれども、そこでお聞きしたいのは、町単独だということで進めるとなれば、現在、今後においてどのぐらいの進捗率なのか、それから費用はどのくらい見込まれるのか。

それと、総合計画の中でちょっと、私、これ見たのですけれども、道路管理費の中で3億1,400万円ですか、こういったことの金額があるのですけれども、この金額の中にももちろん入っているかと思うのですけれども、その点について、3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

まず、今回の減額につきましては、議員の質問の中にも触れておりましたとおり、当初予定をしておりました交付金の配当が極めて少額の配当になったということから、3,4

00万円近い減額をさせていただくことになりました。

現在、市街地、郊外含めて本町に1,513棟ほどの道路照明、これ防犯灯も含めてでございますが、27年度末で、そのうち679棟LED化を実施をさせていただいております。

本年、平成28年につきましては、65棟のLED化を実施する計画で、既に工事等も発注をしております。

引き算いたしますと、残りが769棟ということになるわけでございますが、議員の質問にもありましたとおり、29年度以降につきましては、28年度まで活用させていただきました交付金につきましては、土地区画整理事業を基幹事業とする中での効果促進事業という枠組で交付金を配分をいただいたわけですが、御案内のとおり、区画整理事業のハード事業が終了をして基幹事業が消滅をしたということで、当然、基幹事業がなくなったのに関連事業というもおかしいだろうと。当然そういうことで28年の交付金も減額され、29年度以降については当然該当しないということで、そのほかの交付金等々、該当するものはないかということでいろいろ探してはいたのですが、町が事業主体となつてこのLED化に係る国、あるいは道からの補助制度というものが現状ないものですから、今後につきましては、町の単独事業の中で残りの約770棟についてLED化を図っていかざるを得ないということでございます。

先般の第6次の総合計画の中でも、当初は交付金を充てがった中での進捗を考えておったわけですが、現状そういう状況になったものですから、限られた財政の中で若干整備事業費を減額をした中で、残りの770棟近くのLED化を図っていきたい、そのように考えているところでございますし、年度計画等々につきましては、総合計画の中でお示しをさせていただいているところでございますけれども、基本的にはそれに沿った形

でLED化を進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

そこで、ちょっとお示しをしたいのですが、けれども、行政が進めているのかどうかちょっとわかりませんが、町村によっては街路灯パートナー事業ということで進めている町村もありますよと。

これはどういうことかということ、民間の資金を活用して街路灯の持続可能な管理を行うとともに、企業の地域場として活用をいただくための街路事業を進めていると。

これは、要するに企業名だとか、団体名だとか、それから店舗の、それからブログ等、それから規模によっては電話番号をつけるとか、そういった街路灯にそういったものをつけている事業を進めている町村もあると聞くものですから、そういったことについては、どのような形で進められておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

本町におきましても、今、議員お話しのとおり、民間資金を活用した上でのLED化という部分の話も実はお話があって、実は検討した経緯はあるのですが、いずれにしても本町の場合は、いわゆる防犯灯も、道路照明も全て街路灯というくくりの中で町が管理をしているという、そういう実態もありまして、なかなか民間資金を活用した内容というのが、どうもちょっと本町にはなじまないという、そういうことでその部分については見送ったと、そういう経過でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） 中身はちょっとわかります。

それで、少しでも経費の節約、また町の活性化も含めてそういった事業も進めている町

もございますので、ぜひ改めてまた検討していただければありがたいなという気がいたします。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、土木費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次にまいります。

40ページから42ページ、第9款消防費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次にまいります。

42ページから48ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次にまいります。

48ページから50ページ、第11款災害復旧費、質疑はございませんか。

9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） 第11款の50ページですね。

51ページの民生施設災害復旧費のところですか。

補助金、介護施設等災害復旧補助金のところですか。

説明資料は、最後ですね、これ。181ページ、最後の部分になります。

そこで二、三質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

補正で計上されている額が3,297万2,000円。これは、台風のときに被害を受けたママサポートさんへの補助金だと思うのですが、本当にママサポートさん、大変な被害を受けて、本当に足寄町に介護の部分で非常に貢献度が高い施設だったので、どうなるかと思っていましたけれども、これだけの補正がされたので、これからのママサポートさん、元気が出てきちんとまた介護の分野で活躍してくれるものと信じております。つまり額について言っているわけではない。私は本当に適正な補正だと思っています。

しかし、中身なのですけれども、中身でちょっとわからないところが二、三あるのでお願いします。

まず、私、最初、被災を受けたのがうらかさんですね。これ認知症のお年寄りが住んでいるグループホームのうらかさんが被災をされて一時避難をされました。

そして、その建物を再度これ利用するという部分、私、新築移転かなと思っていたのですが、その辺にまず一つお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） お答えいたします。

新築のほうも当然考えたわけですが、今現在、もとの共生型のホームに痴呆性高齢者の方が災害地から移っている。

そこからまた移動することも非常に入居者にとっても、また、スタッフにとっても非常に精神的にもかなりなものと。

それと、あと、新設ですとまだ土地の確保、当然、単費だけではできませんので、国との補助金をいただくための基本設計なり実施設計、補助要望等を行って申請をするのに時間を要しまして、最速でも、多分、29年の秋もしくは2年度越してしまうのではないかと。その部分で、この補助金にもありましたけれども、原資補填ということでスタッフの方々も、ある程度そのまま働いていただいています。

なのですが、グループホームとしての入居者の収入というのは、普通9人のところを、今、6人の収入しかなくて、あと、共生型のほうでも、グループホームに入られている方がぼのぼのに行ったことで共生型に入られている方が違うところに一時住まいすることによって収入減になっていると。

これの収入減が、28年度でいえば原資補填の部分で、今回の補助金の中にもありますけれども1,000万円あると。

それが、新たな新設をすると1年おくれ、2年おくれになると、その原資補填というの

が1年間で1,700万円ぐらい出てしまうという部分で、なるべく早くやらなくてはいけないという部分と、居場所が、仮住まいの方が、なるべく早くついの住み家まではいかないですけれども、ある程度、仮住まいでも落ち着いたところで生きるという部分で考えると、あと、やはり旭町、ここで住みたいという方が非常に多いと、スタッフの方も利用者の方も。

なるべく移動がなく、そして安定できる入居者、スタッフの方の状態を保つには早急な改修が望ましいということで、そのように判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） ありがとうございます。

ということは、今まであったうららかさんと、これを見ますとママサポートえぷろんさんの中にあった、いわゆるテラスハウスですか、ぼのぼの共生型自立支援ハウスですね。

障害者も高齢者も一緒になって住まわれている。

そして、その方が私ども前々回ですかね、一般質問させてもらったのですけれども、玉突き状態になって高齢者のうららかの高齢者、認知症の方が移ることによってはみ出ってしまったのですよね。

そこで、町の方が福祉課ですかね、一生懸命頑張ってくれて公営住宅に入れてもらっていると。

だから、一つの公営住宅に3人ぐらい入っていると思われるのですけれども、その人たちの大変な生活もかえていかなければいけないということでかえられると思うのですね。

ということは、うららかさんとぼのぼのさんを入れかえるということですね。

では、うららかさんの建物はそのまま残ることなのですかね。

それをかえてぼのぼのさんの人たちを、下のほうに移してちょっと高台にあるぼのぼのさんのところにうららかさんが入ると、そう

いう認識でいいのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 福祉課長です。

お答えさせていただきます。

済みません、説明が不十分で。

全くそのとおりでございまして、今、もとの共生型のところにグループホームの方が入られていると。

言い方がふさわしいかどうか、追い出された、玉突きで出された方は、今、高橋議員さん言われたように、公営住宅に3人の方がいて、ちょっとまだ余裕があったので、もともとのぼのぼのに住んでいた方も3人はそのまま住まわられている方もいます。

あと、長屋に行かれた方もいるし、老健のほうに入られた方、また、町外に出られた方もいて、そのぼのぼのにいた方が違う場所にいるので、建物としては交換をして、旧ぼのぼのをグループホームに転換すると。

そして、被災のあったグループホームのうららかを共生型施設として、もともとぼのぼのにいられた方、障害の方ですとか、支援の手間が低い方が、ぼのぼのに改修後に入っているという形を考えております。

そして、ちなみに、今回グループホームとして新たに整備する部分というのは、補助上、共生型の位置づけの建物でもともとありますので、共生型の機能は残してグループホームとしての7部屋、8部屋を残して、共生型として1部屋を残して、グループホームがメインではありますけれども、共生型の機能を残すと。

そして、新たな被災した部分は床や壁等全面きれいにして、共生型としての再スタートを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） よくわかりました。

そうすると、ママサポートえぷろんさんは昔の機能に戻るという認識でいいのですね。

それから、もう一つちょっと気になったのは、グループホーム、建物及び土地の取得に

対して補助を行うというのですけれども、この建物、土地はママサポートえぷろんさんの所有物ではなかったのですかね。

その説明です。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

整備は平成13年ころで、もともと民間住宅であった普通の2階建ての建物を貸していただいて、国の補助等をいただいて改修をしたというところで、土地も建物も一般の方の所有でございまして、これまでは、聞いたところによりますと、NPOのほうでもいつか買いたいと。自分のものとして持続可能な施設運営をしたいというところで行われていたのですけれども、所有者の方が高齢になって相続の予定者になるお子さん方も4人ぐらいいらっしゃるって、そこでの調整とかというの、もうちょっと待ってやというふうな形で言われていたところで、ずっと賃貸で借りていたそうです。

ここで、この際、きちんとNPOのほうで取得していただいて、安定した運営、地に着いた運営をしていただくような形ということで、町のほうで今回支援すると考えています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） ありがとうございます。

これで謎が解けました。

しかし、やはり問題は8月の災害のところに戻るのでよね。

やはり、うらかさんの建物がそのまま、人がかわるとはいえ、そのままの建物としてあの場所に残るわけですから、やはり旭町の町民を含めて、やはりこれからの連絡網の徹底とか、やはり災害が起らないような対策、そういうものをもう一度ここで確認したいのですけれども、説明をよろしく願います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 今回の建てかえといえますか、改修の関係では、やはりNPOさん、理事長等含め、この場所でまた続けるのはやはり不安だなと。

特に、痴呆性高齢者の方が戻ってきてまた住んでいただくというのは、逃げる、精神的にも不安定になりますし、新たな被害、避難所に連れていっても大変だということで、まず痴呆性高齢者の方は無理だろうと。

そこで、ぽのぽのにいらっしゃる方で障害の軽い方ですとか、介護の手間の低い方でしたら何とかかなと。

そこで、今回も手前みそですけれども、適切な避難というのはできていたのかと、高齢者の福祉施設としては。

そこで、さらにもう一步踏み込んで福祉課として、理事長、もしやっていたら、福祉課としてもとにかくこの施設にいる方は守りますよと。その施設の職員が避難の誘導できなければ福祉課でまずやりますからというような形で、本当にしてくれるのということもあるのですけれども、そこら辺は信頼関係もありますし、早目の避難というのは、今後とも必要になりますからということで理解をしていただくと。

その部分ではそうですし、町長とかからもっと大きな話で帯広開発建設部とか、そういう部分で、また別途堤防かさ上げもしくは川底すくいと、そういう部分のやつもちゃんと進めるからというお話もいただいています、すぐにできるかできないかという部分はあるかもしれませんが、NPOのほうとはそういうような形で理解をしていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） わかりました。

何かのときには、福祉課全員総動員でよろしく願います。

どうもありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） 他に、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、50ページから52ページ、第13款職員費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 歳出総括ございませんか。

10ページにお戻りください。

歳入に入ります。

10ページから17ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 歳入総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 5ページにお戻りください。

第2表繰越明許費3件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、第3表地方債補正、変更3件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 全体に対する総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第129号平成28年度足寄町一般会計補正予算(第9号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第129号平成28年度足寄町一般会計補正予算(第9号)の件は、原案のとおり可決されました。

69ページをお開きください。

これから、議案第130号平成28年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

76ページから87ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第130号平成28年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第130号平成28年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

89ページをお開きください。

これから、議案第131号平成28年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

94ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第131号平成28年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第131号平成28年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

103ページをお開きください。

これから、議案第132号平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

110ページから115ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 105ページにお戻りください。

第2表繰越明許費1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 第3表地方債補正、変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

ます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第132号平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第132号平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

123ページをお開きください。

これから、議案第133号平成28年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

128ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第133号平成28年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第133号平成28年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

131ページをお開きください。

これから、議案第134号平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

136ページから139ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第134号平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第134号平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

147ページをお開きください。

これから、議案第135号平成28年度足

寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

150ページから153ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第135号平成28年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第135号平成28年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

この際、報告をいたします。

町長から提出議案中、お手元に配付の正誤表のとおり訂正したい旨、文書をもって議長宛てに申し出がありましたので、本件につきましては、さよう訂正することに御了承をお願いをいたします。

159ページをお開きください。

これから、議案第136号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

162ページから165ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第136号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第136号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

1時再開といたします。

休憩中に議会運営委員会を開催をお願いをいたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） ただいま開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

これより、本日の日程に追加し、最初に町長の行政報告を受けます。

次に、議案第137号と議案第138号、

平成28年度補正予算については即決で審議いたします。

次に、意見書案第5号から意見書案第11号までを即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、広報広聴常任委員会・議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は、本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

◎ 議事日程追加

○議長（吉田敏男君） ここで、お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、追加の行政報告を申し上げます。

過日、JAあしよろからことしの農作物の生産状況について報告がありましたので、御

報告を申し上げます。

ことしは、5月上旬の強風被害から始まり、6月上旬の遅霜、6月中旬から7月下旬にかけての天候不良、8月中旬からの台風被害などにより、農作物の生産に大きな影響を受けました。

作物別の生産状況ですが、秋まき小麦は開花時期の曇天や、7月の長雨の影響で収穫開始が平年よりも1週間以上おくれ不稔及び穂発芽等が懸念されましたが、収穫期間中の好天により8月11日までに収穫を終え、平年策の10アール当たり9.29俵を確保し、全量1等Aランクの実績となっております。

豆類について、小豆は6月の遅霜、6月から7月にかけての曇天、長雨による生育不良及び収穫時期の台風により被害を受けたことにより、豆類全体として3カ年の平均出荷量に対して60パーセントの減となっており、特に金時類については、腐敗粒等の品質低下を招き未収穫となる畑も出るなど甚大な被害となっております。

小豆価格については、全道的な作付減少により、需給環境が改善され、昨年より1俵当たり5,700円の増で発表相場となりましたが、大手亡の価格については過年度産の在庫が足かせとなり、1俵当たり1,800円の減での発表相場で価格は低迷し、非常に厳しい結果となりました。

馬鈴しょについては、8月上旬の坪堀時点では、昨年と同程度の生育となり期待が持たれましたが、その後のたび重なる台風により、収穫に入ることができない圃場が多くあり、収穫後半には腐敗したバレイショも増加しましたが、出荷先の大半がコロッケ等の加工用となったことから、おおむね平年並みの出荷量の確保ができました。

テンサイは、5月上旬の強風による被害に始まり、6月から7月にかけての天候不良、たび重なる台風の襲来により、防除作業ができなかったことから、北糖登熟調査によると、根腐発病株が82.7パーセントとなる甚大な被害状況となり、3カ年平均の10

アール当たりの収穫は5,780キログラムでしたが、ことしは収穫回避圃場も含め10アール当たり2,820キログラムと過去最低となりました。

その他、そ菜については、加工スイートコーンは出荷先である日本缶詰株式会社が台風の影響により受け入れできない状況となり、全圃場が未収穫となるなど甚大な被害を受けました。

野菜についても、同じく藩種後の多雨や日照不足から期間を通して生育のおくれが見られ、たび重なる台風の被害を受け、大きく収量を減らす結果となりました。

被害を受けた共済対象作物については、現在、十勝農業共済組合が大豆を除く作物について、年内の共済金仮渡しに向け準備を進めているとのことであります。

牧草につきましても、6月から7月にかけての天候不良による一番草の収穫のおくれやたび重なる台風による圃場被害により収穫の遅延等が発生いたしました。

飼料用トウモロコシは、同じく収穫時期のたび重なる台風の襲来による収穫の遅延が発生し、今後の乳量への影響が懸念されております。

今後におきましても、農協と情報を共有し、平成28年度台風対応産地緊急支援事業等を活用し、対応していきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 議案第137号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第2 議案第137号足寄町名誉町民の決定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました、議案第137号足寄町名誉町民の

決定につきまして、下記の者を足寄町名誉町民に決定いたしたく、足寄町名誉町民条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案いたします方は、住所 足寄郡足寄町南5条4丁目14番地、松山千春氏、昭和30年12月16日生まれでございます。

松山氏の履歴、略歴も含めてでありますけれども、高等学校は昭和49年3月に北海道立足寄高等学校を卒業されております。

その後、昭和52年1月25日に歌手デビューをいたしました。

歌手としてデビュー以降、ことしがちょうど40周年、40年になりますけれども、40年にわたりましてシングル盤、通算76枚、アルバム通算62枚を発表するなど、日本を代表するトップシンガーとして活躍されており、コンサート活動やラジオ等のメディアを通じまして足寄町の名を全国に広め、足寄町の発展に多大な貢献をされた方です。

なお、松山氏の足寄町からの表彰歴でありますけれども、昭和54年11月3日には足寄町功労者表彰、これは教育振興という表彰をいたしております。

昭和63年10月15日には足寄町開基80周年記念表彰、さらに、平成10年10月20日には足寄町開町90年記念表彰、平成20年10月20日には足寄町開町100年記念特別功労表彰ということで、町のほうからこの間、表彰をさせていただいております。

また、参考までに、これまでの名誉町民の方々のことを少し説明をさせていただきますと、名誉町民の第1号といたしましては、元足寄町長でありました高橋安蔵氏、平成3年11月3日に名誉町民ということとさせていただいております。

また、同じ日にち、同時ということになると思いますけれども、名誉町民の第2号として多田梅松氏を名誉町民に、さらに、名誉町民の第3号として、元町長でありました小林

弘道氏を名誉町民といたしております。

これまでの3名の方々につきましては、長く議会議員、さらには高橋安蔵氏と小林弘道氏については、その後、首長として、町長として町の発展に大きく寄与された方々3名ということになっております。

そういう意味では、今回提案をさせていただきます、松山千春氏は行政とは、あるいはそこにかかわる議員だとか、そういう活動、御影響はありませんけれども、従前たる民間人、民間活動を通じて足寄町に対する大変な貢献をいただいたということで提案をさせていただくものでございます。

どうぞ、御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第137号足寄町名誉町民の決定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第137号足寄町名誉町民の決定についての件は、原案のとおり同意されました。

◎ 議案第138号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第3 議案第138号平成28年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました、議案第138号平成28年度足寄町一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

追加補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第138号平成28年度足寄町一般会計補正予算（第10号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万4,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億6,405万9,000円とするものでございます。

本補正予算は、議案第137号の名誉町民決定にかかわる費用について予算補正をお願いするものでございます。

6ページをお願いをいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第12目功労者表彰費、第1節報償費におきまして、功労者等記念品といたしまして4,000円。

この4,000円という計上につきましては、規定の予算の執行残につきまして16万円ほどあるということでございます。

これを足して、いわゆる表彰するときの盾といえますか、それとあわせて懸賞するためのメダルといえますか、この二つを組み合わせたものということでございます。

執行残プラス4,000円ということで計上をさせていただきました。

次に、賞賜金といたしまして100万円を計上をいたしましたところでございます。

次に、歳入についてでありますけれども、歳入につきましては18款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして100万4,000円を計上

いたしました次第でございます。

以上で、議案第138号平成28年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第138号平成28年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件の質疑を行います。

6ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第138号平成28年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第138号平成28年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第5号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第4 意見書案第5号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第5号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第6号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第5 意見書案第6号国民健康保険医療費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定によりまして、提案理由の説明は省略させていただきます。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号国民健康保険医療費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第6号国民健康保険医療費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第7号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第6 意見書案第7号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましても、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略させていただきます。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第7号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しに当たり、現行制度の継続を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第8号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第7 意見書案第8号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましても、条例第65条第3項の規定によりまして、提案理由の説明を省略をいたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番田利議員。

○7番(田利正文君) 下から3行目のところのこれまでの歴史的経緯やとありますが、これだけではちょっと弱いのではないかなという考えがあるのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長(吉田敏男君) 表現が弱いという意味ですね、今の。

若干お待ちください。

文面の調整だと思えます。

2番榊原議員。

○2番(榊原深雪君) お答えいたします。

前段に詳しく説明要綱が書かれておりますし、特別議運の中では、この文言に対する御意見はございませんでした。

そして、この意見書で十分伝わるかなと私は思って総合的に皆さんの総意で提出したわけです。

○議長(吉田敏男君) 7番田利議員。

○7番(田利正文君) 反対するつもりではありません。

賛成なのですけれども、これまでのところ

の後に差別されたり、それから強制的な同化政策がずっととられてきたという経過がありますよね。それ一言触れたほうがいいのではないかと思ったのですね。

というのは、討論で言ったほうがいいのかどうかとちょっと迷ったのですけれども、私が初めて十勝に来たときに、私が生まれたところにはアイヌの人たちいなかったのですよね。

初めて十勝に来て、アイヌの人たちにお会いして、アイヌの方が持っている家を借りて私住んだことがあるのです。そのときに、いろいろな話もして交流したことがあるのですけれども、この前、中学校ですか、福島から移転した中学生が放射能で汚いとか何とかといじめをされたとありましたけれども、それもすごい大変なことなのですけれども、民族丸ごと差別、選別されて同化政策されてきたという長い歴史がありますよね。

そのところ、やっぱりちょっと触れたほうがいいのではないかなとちょっと思ったものですから、そこに入れてもらえないかなという思いです。

○議長(吉田敏男君) 7番議員の今の御意見はわかりました。

ほかに、ありませんか。

12番井脇議員。

○12番(井脇昌美君) これまでの審査に当たりまして、この政策の意見書の作成に当たり、審査はもちろんしっかりと経過があるのですけれども、意見書の提出者の意をしっかりと一言一つ一つが、ここに反映されているというように判断したものですから、これを勝手にあまり。

審査のときに文言は変更は可能ですが、ここまで十分に議論を尽くしましたから、私はあれする必要はないと思います。これで立派な意見書として提出していただいて結構な文面だと思います。

○議長(吉田敏男君) 他に、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

それでは、これから討論を行いたいと思います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第8号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第9号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第8 意見書案第9号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましても、条例第65条第3項の規定により提案理由の説明を省略いたします。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） この厚生年金制度、自分もかかわっていますので、議員ですので、やはりどうしても急にこの意見書が出されてもちょっと戸惑ってしまいます。

まずは、一議員としてはありがたい意見書かもしれませんが、内容が全くわからないのと、それからやはり我々は町民の信託を受けて、国民の信託を受けて議員になって

いるわけですから、町民の意見を度外視して簡単に、はい、いいですよというわけにはいかないのではないかと。

きっと、何か町民の人から聞こえてくる声は、あんたたち税金で食べているのだよ、生活しているのだよという、そういう声が聞こえてきそうな気がして。その辺の説明です。その辺の担保がなされなければ、なかなか、反対はしませんけれども、なかなか賛成できるような状況にはないと思うのです。

そして、この年金制度というやつは一度廃止されているのですよね。それを、まだ大した世の中が景気よくなったわけでもないのに、何でまた改めてこういうのが復活してきたのかと。

そして、制度についても任意なのか強制なのか、どれくらいの掛け金を払って、そして、何歳からどれくらいの厚生年金が出されるのかもさっぱりわからない中で、ちょっとまだ反対はしないにしても、簡単に、はい、賛成です、立てるかどうかというのはちょっと、今、ちゅうちょするところであります。

安久津さんの意見も聞いてください。

○議長（吉田敏男君） 10番星議員。

○10番（星 孝道君） 今、9番議員からもお話ありましたように、これ以前あった制度がまた復活するということでありますよね。

この制度が中止になった理由というのは、平成の合併によって全国の地方議員の総数が激減したと。

そのことによって、制度を維持していくのが非常に難しいから廃止するのだという説明を受けてきたわけであります。

そういった観点から、委員会としてどのような議論がなされたのかをまず伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 提案者、榊原議員。2番。

○2番（榊原深雪君） お答えいたします。

お二方の意見をまとめて答弁したいと思いますけれども、星議員がおっしゃるとおり、

廃止されるまで納め続けてきた議員年金は満額ではなく、3期納めて8割程度しか戻ってきませんでした。

それから数年たち、将来の不安や担い手不足ということで、かつての地方議員制度は議員が払う掛け金や自治体負担で運営されていましたが、先ほど星議員がおっしゃるとおり、平成の大合併などで議員が減って財政が悪化、それで受給資格を得られることが特権的と批判されて民主党政権のもと、2011年6月に廃止されました。

それから、議運の中でも若手の議員から御意見がございましたけれども、議員になっても厚生年金はないのかということで、やはりなり手不足が危惧されていた御意見もございました。

この地方議会の議長会からこの提出されておりますこの意見書は、年金廃止で退職後の生活が不安定になり、議員のなり手が減っていることが主な理由に挙げられております。

意見書を可決したのは、北海道、宮城、愛知、和歌山、鹿児島、沖縄など24道県議会が一応可決しておりますけれども、ただ、この意見書がまだ反対意見もあり、強い反対の意見もあって、これが可決するというにはなりません、私たちの足寄町の議会の運営の中では一応可決して意見書が提出されたという経緯があります。

一番の原因は、なり手不足の一因となりかねないこの厚生年金が一助になればよいのではないかという御意見もありましたので、総意として提出いたしました。

○議長（吉田敏男君） よろしいでしょうか。

他に、質疑はございませんか。

12番井脇議員。

○12番（井脇昌美君） この実はお二方の質問も十分理解できるのです。

議運でもこれ出たのですよね、この意見が。そして、ここでとまってしまったわけですよ。

それで、私が最後まで言ったように、これ

のいわば年金制度の加盟というのが強制なのか、任意なのかということ、私、言ったはずですね。そこをこれからやっぱりお二方がまた判断すれば、その後いろいろな判断が出てくるのではなからうかと思えます。

これ、議長会から上がってきた意見書なものですから、もし許されるのであれば、議長のほうからまた補足、ちょっと説明を加えていただければ、理解していただけると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中にちょっと発言をさせてください。

午後 1時37分 休憩

午後 1時42分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

他に、質疑がある方がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

10番星議員。

○10番（星 孝道君） 今、議長からるる説明がございましたが、私としては全く理解が不能であります。

ということは、廃止に至った経緯から見て、それを復活する環境は整ったのかというと全くそうではないはずですよ。

まず、その辺が欠落している。

それから、何回もおっしゃっている、いわゆるなり手不足、その要因の一つに、この年金制度だというのは、かなり無理な言い方だというふうに私は思っています。

そして、そういったことからして、国においても今回、年金カット法案とか言われる制度改革法案が成立したばかりであり、多くの批判もある中で、地方議会が地方財政が逼迫している中でこういったことを復活するというのは、そういう状況からしても私は賛成し

かねるということを申し上げたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 他に、反対討論ございませんか。

9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） 今回の星議員の発言で、今回は私は反対に回りたいと思います。

よく説得力がありました。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） 他に、反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、賛成討論。

12番井脇議員。

○12番（井脇昌美君） 提出者も議運の委員長ということで苦しい立場の中で、こういう今もお二方の意見が出ていたのです、実際に。

私が言うのは、ここで強制的な厚生年金の加盟が求められるのか、任意なのかということをお私に強調したのです。

だから、この中で協議をお私は参画して委員長の後押しをしたわけですから、意見として賛成はしますけれども、ここさえ解消されればお二方も疑念があれすると思う、任意であればいいわけですから。お私はそのことは経過があるわけですから、いや、お私はもう理解できないですと、これでいいわけですから。

ただ、強制となるとちょっとお私もその辺は、だから言ったはずです。任意なのか強制的なのかと。だから、その辺も含めてお私は、一応、今のところ内容がしっかりとまだ明確になっていないという提出者の以上、意見を参画した立場としてお私は賛成したいと思います。

○議長（吉田敏男君） 他に、賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号地方議会議員の

構成年金制度への加入を求める意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） ちょっとそのまま立ってください。

はい、よろしいです。

お座りください。

7番議員、9番議員、10番議員が反対であります。

よって、起立多数です。

したがって、意見書案第9号地方議会議員の構成年金制度への加入を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第10号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第9 意見書案第10号大雨災害に関する意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号大雨災害に関する意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第10号大雨災害に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第11号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第10 意見書案第11号JR北海道への経営支援を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましても、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番田利議員。

○7番（田利正文君） 一番最後のところですけれども、財政支援等と入っておりますけれども、「等」の中には、具体的にどんなことが想定されているのか議論されたのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

そこでちょっと正副委員長で調整して。

午後 1時49分 休憩

午後 1時51分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、提案者、榊原議員。

○2番（榊原深雪君） お答えいたします。

財政支援等を図るとありましたけれども、財政と、あと、今のJRの問題としましてはホームと列車の段差があるとか、障害者の方には、もうちょっと優遇された設計とかを求める意見もたくさん出ております。

その中で、もろもろのJRに対するこれまでの改革を求めている内容だと私は理解しておりました。

そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

7番田利議員。

○7番（田利正文君） ちょっとくどくなつて申しわけないのですけれども、もともと国

鉄分割民営化のときに、北海道だけに分けてしまったら、北海道は絶対赤字になると当時からわかっていたことですよね。それが、今、そういう局面に立たされているのだというふうに思うのですよ。

だから、財政的に支援するのは当然当たり前だと私は思いますし、その「等」というのは、だから具体的に、もうちょっとこんなこともJR北海道としては必要だよというようなことが議論されたのかなという、ちょっとそういう思いがあったということなのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、2番榊原議員。

○2番（榊原深雪君） さまざまな御意見はあろうかと思いますが、この意見書に対する議運の中では文言とか内容については特に御意見はございませんでした。

答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） いいですね。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第11号JR北海道への経営支援を求める意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第11号JR北海道への経営支援を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 所管事務調査の延期

○議長（吉田敏男君） 追加日程第11 所管事務調査期限の延期についての件を議題といたします。

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので、同委員会から次期定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りをいたします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要求のとおり次期定例会まで延期することに決定をいたしました。

◎ 閉会中の継続審査・調査

○議長（吉田敏男君） 追加日程第12 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、総合条例第136条の規定によって、お手元に配付をいたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎ 会期中の閉会

○議長（吉田敏男君） お諮りをいたしま

す。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって、本日で閉会をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これで本日の会議を閉じます。

平成28年第4回足寄町議会定例会を閉会をいたします。

午後 1時56分 閉会

平成28年第4回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会議長

足寄町議会議員

足寄町議会議員